

高齢者虐待防止のための指針

1. 訪問看護ステーション口笛事業所における虐待防止に関する基本的考え

本事業所は、利用者の人権を尊重し、下記虐待の定義の内容及び関連する不適切な支援を一切行わないこととする。また利用者の家族含む関係者から利用者の人権を守るため適切な行動を行っていくこととする。虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見早期対応、再発防止についてすべての職員がこれらを認識し、本指針、また「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」に従い、業務にあたることとする。

【虐待の定義】

①身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる可能性のある行為を加え、また正当な理由なく利用者の身体を拘束すること

②性的虐待

利用者にわいせつな行為をさせること、または利用者にわいせつな行為をすること

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④放棄放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前 3 項に上げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき義務を著しく怠ること

⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。利用者から不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止委員会その他の事業所内の組織に関する事項

①本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする

②委員会の委員長は、管理者が務める。

③委員会の委員は、看護師、リハビリ職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）とする。

④委員会は、年 2 回以上かつ必要に応じて開催する。また、職員に対する虐待防止に関する勉強会を年一回以上、開催する。また新入職員が配属になった場合、虐待などが発生した場合、必要に応じて委員会を開催する。

⑤委員会の審議事項は次の通りとする

- ・高齢者ケアの理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ・虐待防止のための指針、マニュアルなどの整備に関すること
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
- ・虐待予防、早期発見にむけた取り組みに関すること
- ・虐待（疑い含む）が発生した場合に、その対応に関すること

（職員が虐待を疑う事案を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法の周知）

- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

①職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待防止に関する基礎的内容などの知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。

- ・虐待の定義や種類、虐待となる事例などを学ぶ研修を行い、虐待の基礎知識を周知徹底する。
- ・職員間で虐待防止や身体拘束などについて、話し合う機会を設ける。
- ・ストレスチェックや相談支援体制の構築など、職員のメンタルヘルスケアを行う体制を整える。

②研修は、2で述べた回数以上行い、実施内容については記録に残し、職員が閲覧可能にするものとする。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待が発生した場合（疑い含む）は、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合など緊急性の高い事案の場合は、管理者、ケアマネジャー、地域包括支援センターに速やかに報告し対応する。

②虐待を疑った場合は、管理者、虐待防止委員会、地域包括支援センター、ケアマネジャーへ報告とする。虐待者が支援者であった場合は、就業規則に基づき適切な処分を行う。

③管理者、虐待防止委員会は、虐待の実態・経緯・背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。

④虐待について、八王子市の調査が行われる場合は、虐待防止委員会委員長が対応する。

高齢者虐待防止法より抜粋（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第7条

1、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したものは、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2、前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならない

3、刑法（明治40年法律第45号）秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規

定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

5. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

①利用者、利用者家族、職員から虐待の相談を受けた場合は、虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針に従って対応することとする。

②利用者の居宅において虐待が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

③事業所内で虐待などが疑われる場合は、管理者又は虐待防止委員に報告し、速やかに事実確認を行い、通報・届け出を行い、改善に向けて取り組む。

・管理者と職員の間で、コミュニケーションや相談しやすい環境を整備する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、利用者の意思決定支援や権利侵害からの回復の必要性が考えられた場合には、家族・親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援する。

7. 虐待等に係る調査・対応に関する事項

事業所は、虐待に係る苦情（虐待の疑い）が生じた場合、誠意をもって調査・対応し、虐待の事実が確認された場合は、速やかに市町村に通報するものとする。事業所は、市町村、国民健康保険団体連合会においても、虐待に関する相談・苦情を受け付けていることを家族等に周知するものとする。

8. 利用者、利用者家族に対する当該方針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者や家族、職員等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページ上に公表する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年4月1日

永生会訪問看護ステーション口笛